

# 地球温暖化対策推進法に基づく 「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係る ガイドライン(地域の合意形成・地域の理解関連)について

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

# ガイドライン策定の経緯

再エネ地域共生促進税では、地域と共生した再エネ事業を促進するため、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業等に使用する再エネ発電設備を非課税としている。

## 課題（市町村、事業者、審議会委員からの意見等）

- ・ 促進区域の設定に関する基準を示したり、市町村へのアドバイス、情報共有などを図ってほしい。
- ・ 地域と共生できていることをどのように判断するのか。地域の合意形成については、定量的に評価するのが難しい。
- ・ 具体的にこういった手続きを踏めば非課税となるというところを明確にすべき。
- ・ 市町村による促進区域等の設定は大変な業務であり、県の積極的な支援が必要ではないか。
- ・ 地域との合意形成に関する判断基準やガイドライン等があれば画期的である。



意見等を踏まえ対応策を検討

## 対応策

県が、地球温暖化対策推進法に基づく「**促進区域**」の設定、「**地域脱炭素化促進事業**」の認定等に係る**ガイドライン**を策定し、円滑に促進区域の設定等が進むよう取り組む。

# ガイドライン策定の経緯

## 【策定にあたっての基本的な考え方】

- 市町村、事業者双方にとっての「よりどころ」となるものとして定める
- 主に「事業提案型」による区域設定を想定して定める
- 国の策定・実施マニュアル等が整備済みのため、主に「地域の合意形成」の方法について定める
- 県は市町村の状況に応じて伴走型により支援する

## 【策定のスケジュール】

- 令和5年5月 ガイドライン（骨子案）公表
- 令和5年7月 ガイドライン（案）公表
- 令和5年9月 ガイドライン第1版策定

市町村、事業者、環境省、有識者などに説明し、  
いただいた御意見等を反映

→継続的に市町村を伴走型で支援し、得られた知見等を踏まえ、適宜ガイドラインを見直していく

# ガイドラインの構成



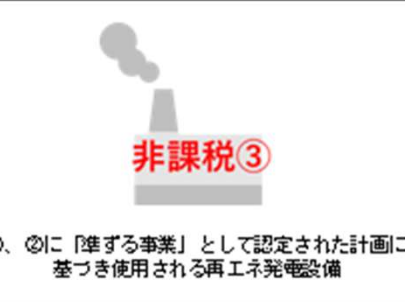
## 【本編】

- 1 ガイドライン策定の背景・趣旨等
- 2 ガイドラインの役割等
- 3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方
- 4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方
- 5 協議会の設置の手順・運営方法等
- 6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等
- 7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係

## 【様式・参考資料編】

- 協議等に係る様式（地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シートを含む）
- 市町村担当部署一覧
- 地域協議会規約例

# 参考 地域脱炭素化促進事業、農山漁村再エネ法による認定設備整備計画、準ずる事業の整理 (ガイドラインP5)

	①認定地域脱炭素化促進事業	②認定設備整備計画に基づき行われる事業	③準ずる事業
根拠法令	温対法	農山漁村再エネ法	再エネ地域共生促進税条例
認定者	市町村	市町村	宮城県知事 (市町村長が①、②に準ずると認め、宮城県知事が認定する)
市町村における計画の策定	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定が必要	農山漁村再エネ法に基づく基本計画の策定が必要	不要
市町村における区域の設定	地方公共団体実行計画(区域施策編)において、促進区域の設定が必要	基本計画において、「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」の設定が必要	不要
要件	「地域の環境の保全のための取組」や、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等の配慮すべき事項の遵守	「農林漁業の健全な発展に資する取組」や「自然環境の保全との調和」等の配慮すべき事項の遵守	①、②に準じた取組が求められる
再エネ地域共生促進税の課税	非課税	非課税	非課税
イメージ図			
本ガイドライン内での用語	「促進事業等」		

# 【本編】 1 ガイドライン策定の背景・趣旨等（ガイドラインP6）

## （1）再エネをめぐる国内の状況

- ・令和2年「2050年カーボンニュートラル」宣言
- ・令和3年5月 温対法改正 促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業計画の認定制度の創設

## （2）再エネを巡る県内の状況と再エネ地域共生促進税の導入の経緯等

- ・脱炭素社会の実現に向け再エネの最大限導入を目指している一方で、特に森林を開発して再エネ発電設備を設置する際に、土砂災害や景観、環境への影響等を懸念する声が多い
- 再エネ事業の地域との共生を目指す新たな税制度（再エネ地域共生促進税）の導入

## （3）再エネ地域共生促進税の非課税事項

- ① 温対法に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画
- ② 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画
- ③ ①、②に準ずると認められる事業

】により使用される再エネ発電設備は非課税

## （4）促進事業等の認定の手續に係る課題等

- ・促進事業等の認定等に際して、「地域の合意形成・地域の理解」が課題となる

## （5）ガイドラインの趣旨等

- ・地域の合意形成等を図る際の手續等に関する市町村、事業者双方にとっての「よりどころ」となることを目指して策定したもの

## 【本編】 2 ガイドラインの役割等（ガイドラインP9）

### （1）関係法令に係る位置付け

- ・ 温対法に基づく促進区域の設定、地域脱炭素化促進事業計画の認定→市町村に対する「技術的助言」
- ・ 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画の認定→（本ガイドラインの一部を）「補助資料」
- ・ 「準ずる事業」の計画の認定→「手続や考え方」を示すもの

### （2）役割

- ・ 事業者が「地域脱炭素化促進事業」又は「準ずる事業」としての認定を希望する場合  
→下記①～④の役割
- ・ 事業者が農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画としての認定を希望する場合  
→下記⑤の役割

- ① 地域の合意形成等に係る手順書としての役割
- ② 環境省マニュアルの補足資料としての役割
- ③ 「準ずる事業」の認定に係る手引きとしての役割
- ④ 事業者が念頭に置くべき考え方に関する指針としての役割
- ⑤ 農山漁村再エネ法の手引き等における地域の合意形成等に関する補助資料としての役割

## 【本編】 3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方（ガイドラインP12）

### （1）関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること

相手方の立場を尊重し、お互いに信頼を得られるよう最大限配慮しながら話し合いを進めること

### （2）感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること

協議会に専門家を招く、国が作成した技術的知見や考え方をまとめたガイドライン・指針等を前提に議論を行う など

### （3）地域の考え方を尊重すること

### （4）前提条件を踏まえ議論すること

① 再エネを最大限導入することは必要であること

② 再エネ発電設備の導入には、「地域との共生」が必要であること

③ 促進事業等は、地域に貢献すべきものであること

④ 促進事業等は、「まちづくりの一環」として取り組まれるべきものであること

⑤ 財産権等の権利を尊重すること

⑥ 協議会で協議されるのは、再エネ発電設備の設置の可否ではなく地域脱炭素化促進事業等と認定できるか否かであること




## 【本編】4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方（1）（ガイドラインP16）

「**事業提案型**」で地域脱炭素化促進事業計画や「準ずる事業」の認定をする場合の地域の合意形成等・促進事業等の認定に係る手続や手順等

### （1）協議会の設置

事業者が市町村へ事業計画に関する協議書を提出

→市町村は、以下3つの方法のいずれかにより合意形成等に向けた協議を行う

- ① 市町村が協議会を設置する方法
  - ② 事業者が協議会を設置する方法
  - ③ 協議会を設置しない方法
- 

### （2）合意形成等・促進事業等の認定に係る手続の進め方（（1）①市町村が協議会を設置する方法の場合）

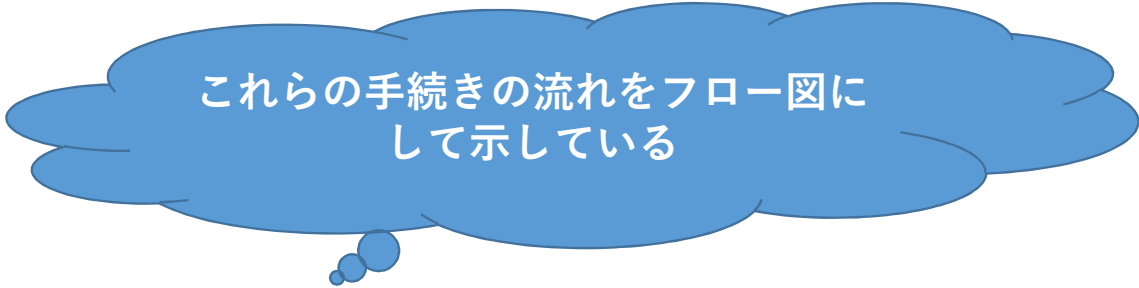
地域脱炭素化促進事業としての認定を行う場合は①から⑬

「準ずる事業」としての認定を行う場合は①から⑫と、⑬・⑭

- ① 事業者による県担当部署への相談（任意）
- ② **事業者による市町村担当課等への事前相談・ヒアリングの実施**
- ③ **事業者による自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの課題・要望等のヒアリングの実施**

## 【本編】4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方（2）（ガイドラインP16）

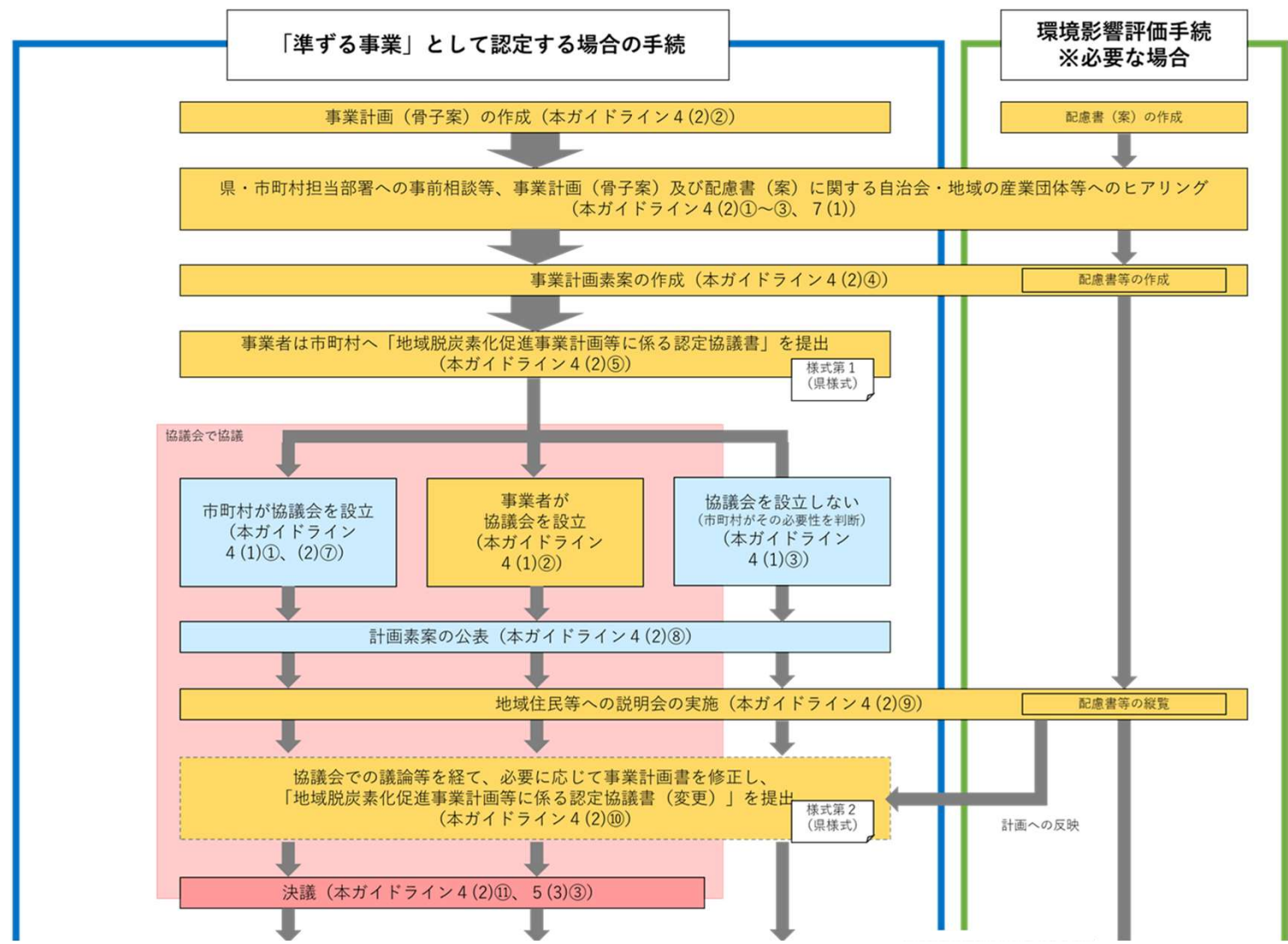
- ④ 事業者による計画素案の作成
- ⑤ 事業者から市町村への「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書」の提出
- ⑥ 市町村による協議会構成員の選定
- ⑦ 協議会の設置・運営
- ⑧ 市町村による計画の公表
- ⑨ 地域での説明会の開催
- ⑩ 計画の修正、「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書（変更）」の提出
- ⑪ 協議会での決議
- ⑫ 事業者に対する協議結果の通知
- ⑬ 地方公共団体実行計画の策定・改定
- ⑭ 認定申請書の提出
- ⑮ 事業者に対する認定通知
- ⑯ 「事業の見通しを立てる上での配慮」の取扱いを受けた場合の変更認定協議・申請
- ⑰ 県に対する事業計画の認定申請（「準ずる事業」の場合のみ）



これらの手続きの流れをフロー図に  
して示している

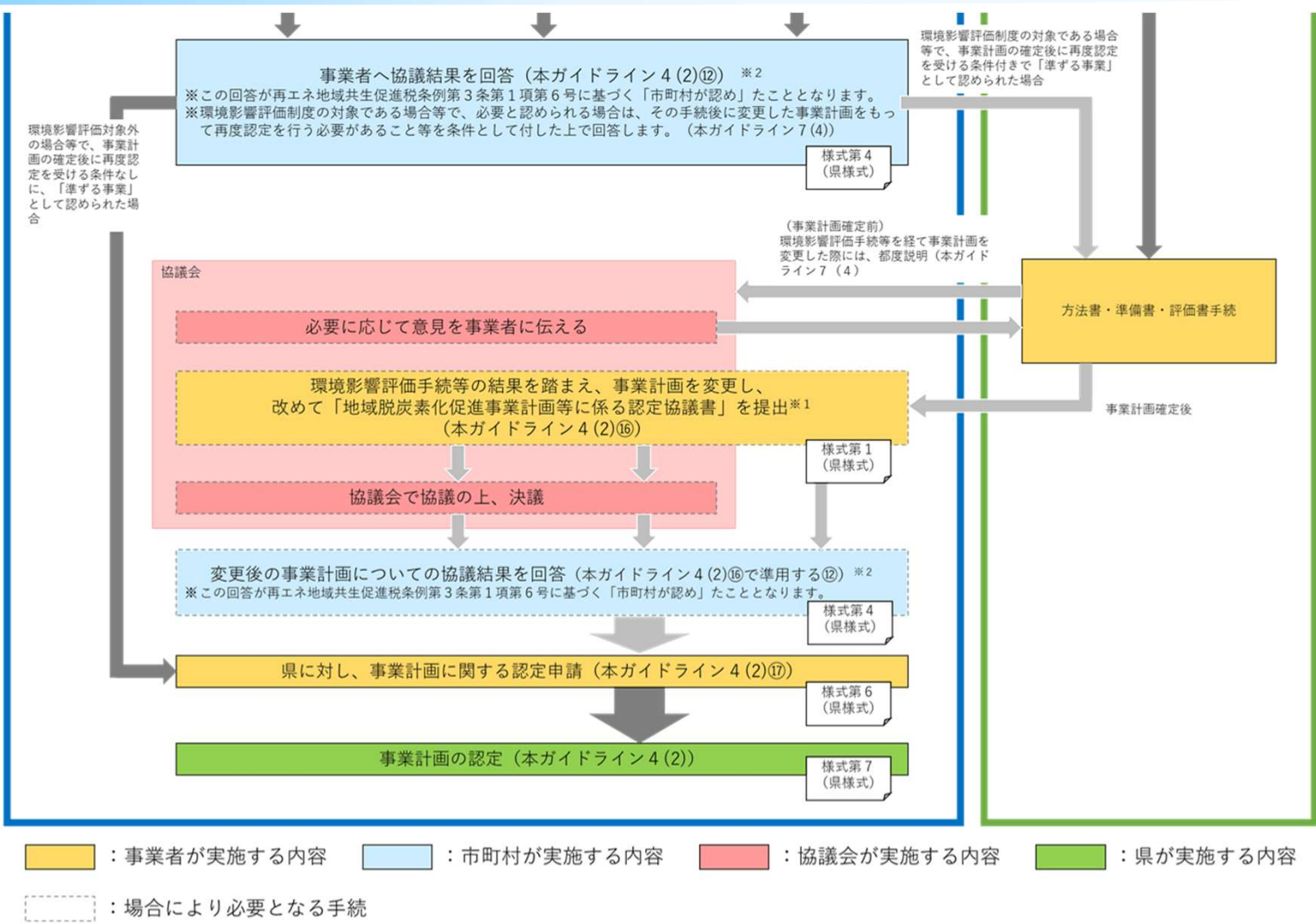
# 【本編】 4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方（2）（ガイドラインP19）

(図 4-2)  
「準ずる事業」の認定に向けたフロー



# 【本編】 4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方（2）（ガイドラインP20）

（図4-2）  
「準ずる事業」の認定に向けたフロー



# 【本編】5 協議会の設置の手順・運営方法等（1）（ガイドラインP31）

- ・市町村が協議会を設置する場合は、設置・運営は下記に従って行う
- ・事業者が協議会を設置し、運営する場合は、下記を参考にして市町村と協議の上で設置・運営する

## （1）基本

- ① 協議会の運営に関し必要な事項は会が定めること
- ② 協議会の議事録は公表すること
- ③ 事業ごと・市町村ごとに協議会を設置すること

- ・若い世代の意見が反映されるよう考慮
- ・直接の利害関係者が構成員にならないよう配慮

## （2）協議会の構成員の選定

番号	項目	構成員
①	市町村	担当課長等
②	行政機関	関係行政機関・関係地方公共団体（担当者等）
③	地域住民	自治会や住民団体の代表者
④	産業団体	森林組合、農協、漁協、観光協会、商工会等の代表者
⑤	有識者	社会科学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化を研究する大学教授等
⑥	事業者	再エネ施設設置を計画する事業者（担当者等）
⑦	その他市町村長が必要と認める者（環境保全団体、再エネ事業者団体、金融機関等）	

# 【本編】 5 協議会の設置の手順・運営方法等（2）（ガイドラインP31）

## （3）協議会の運営方法等

### ①会長・副会長等の選任

- ・会長は、社会科学等を専門とする有識者等から、協議会の会議において選任することが適切

### ②協議の進め方

- ・別紙「地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」を活用するなどして、協議を進める
- ・「3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方」を踏まえ、協議を行うよう留意が必要

### ③決議の方法等

- ・認定要件を満たすか否かは、「決議において特に意見を尊重すべき構成員」の意見を尊重した上で判断

### ④決議が困難な場合

- ・協議会において意見が割れ、認定の適否を判断することが困難な場合等は、協議会としては適否までを示さず、市町村にその判断を委ね、市町村が議会の意見も聴きながら認定の可否を判断すること等も考えられる

## 【本編】 5 協議会の設置の手順・運営方法等（3）（ガイドラインP37,38）

### 認定要件等と「決議において最も意見を尊重すべき構成員」

※市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）策定済みで、方針を定めている場合

番号	協議すべき認定要件等	決議において最も意見を尊重すべき構成員
1	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	地域住民、産業団体、 （市町村※）
2	地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	—
(1)	地域の環境の保全のための取組の内容	地域住民、産業団体、 （市町村※）
(2)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容	産業団体、（市町村※）
3	地域脱炭素化促進施設周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等	—
4	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方	市町村、行政機関
5	事業終了後の対応	地域住民
6	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村
7	地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施	—
8	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	—
9	地域の合意形成・地域の理解の状況	地域住民、産業団体
10	総合判定	— 15

## 【本編】6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等 (ガイドラインP39)

### (1) 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定するに当たっての基本的な考え方

- ・日射量が多い土地や風況が良い土地等をただまとめたものではない
- ・土地利用やインフラの在り方も含め、**長期的に望ましい地域の絵姿**を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環**として、関連部局等と連携しながら設定することが必要

### (2) 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順

#### ① 候補地の選定等

市町村は環境省マニュアル等を参考に、促進区域の候補地の選定、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模等を検討

#### ② 関係者等へのヒアリングと地域の脱炭素化の取組の方針案等の作成

市町村は、①の結果を踏まえ、関係者・関係機関にヒアリング等を行い、「地域の脱炭素化の取組」等の方針の案を作成

#### ③ 地方公共団体実行計画協議会での協議等

市町村は、②で作成した案について、地方公共団体実行計画協議会での協議等を行い、地方公共団体実行計画を策定・改定

※必ずしもこの方法によらずとも、地方公共団体実行計画協議会を設置するか否か等も含めて、市町村が状況に応じて判断



## 【本編】 7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係（1）（ガイドラインP41）

環境影響評価の対象となる事業について、その手続と促進事業等の認定手続等とのスケジュールを含めた関連性については次のとおり

### （1）環境影響評価手続における配慮書手続の省略

- ・地域脱炭素化促進事業として認定された場合には、当該事業は、環境影響評価法に基づく「配慮書」手続が省略される
- ・ただし、本ガイドラインにおける事業提案型の手続フローでは、協議開始時点において市町村が定める促進区域や地域の環境の保全のための取組が未設定であることを想定していることから、配慮書手続を省略せず実施する場合の流れを示して
- ・なお、「準ずる事業」として認定を受ける場合には、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業ではないため、配慮書手続は省略されない

### （2）配慮書作成手続等と促進事業等の認定手続との一元化等

- ・環境影響評価手続において地域住民等とのコミュニケーション等を行う場合は、促進事業等の認定手続と類似する部分も多いため、説明を受ける住民の分かりやすさに考慮して、一元化して行うことも考えられる

# 【本編】 7 環境影響評価と促進事業等の認定との関係（2）（ガイドラインP41）

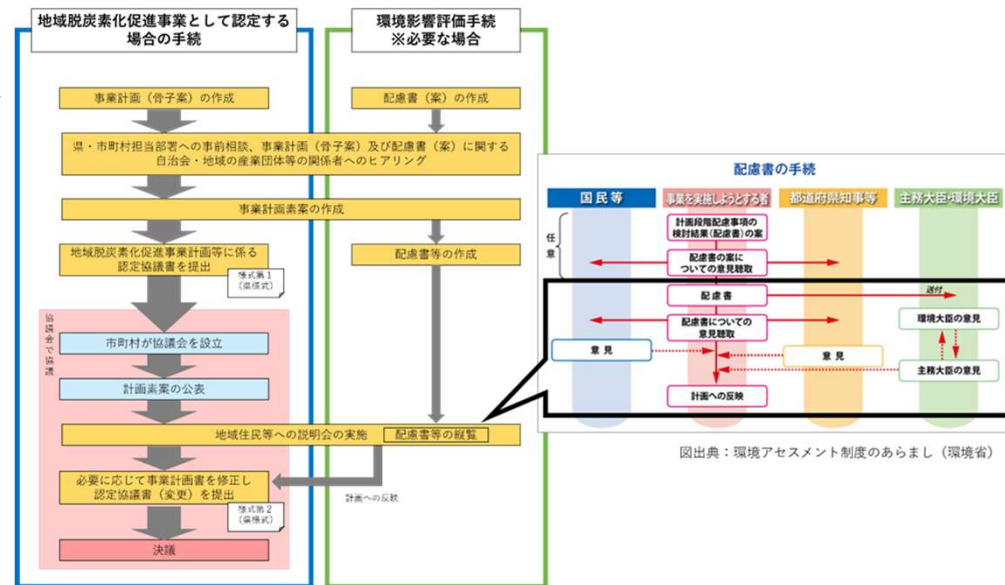
## （3）環境影響評価制度の対象事業に関する協議会での協議方法

① 事業区域が促進区域として設定されていない場合  
（事業提案型・準ずる事業の場合）

- ・「地域の環境の保全のための取組」の適切性は、配慮書等に対する意見の、事業計画への反映状況等を協議会で確認すること等が考えられる

② 事業区域が促進区域として設定されている場合  
（広域的ゾーニング型等）

- ・市町村が地方公共団体実行計画で定めている「地域の環境の保全のための取組」に関する方針との整合性を確認することが適当と考えられる



図出典：環境アセスメント制度のあらまし（環境省）

## （4）事業の見通しを立てる上での配慮

- ・環境影響評価制度の対象となる場合は、調査結果が事業計画に適切に反映されているか否かを確認することが適当ですが、調査や手続には長期間を要するため、その場合でも **事業の見通しを立てやすいよう、環境影響評価手続の途中でも（条件付きで）促進事業等として認定するなど、配慮することが適当**



# 【様式・参考資料編】地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート（2） （ガイドラインP61～）

## 2 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

認定要件等

### （1）地域の環境の保全のための取組の内容

	現状	再エネ発電設備の設置により予想される影響	その対策（案）	災害（過去の発生状況）等	直近では、平成〇年の〇〇台風の際に、町内の一部で土砂崩れが発生し、〇棟が被害を受けるとともに、町内の流れる〇〇川が氾濫し、一部床上浸水の被害が発生している。	再エネ発電設備の設置に伴う森林伐採等により、何の対策も行わなければ、大雨時（〇〇mm/h以上）の際は、〇〇川に流入する流量が増加し、〇〇mm水位を上昇させる危険性がある。	国が定める基準を上回る容量を有する防災調整池の設置等により、〇〇年に一度の大雨時にも災害発生のリスクを上昇させない対策を行う。（詳細は別添「防災対策工事の概要」参照）
住環境（騒音、振動等（工事期間を含む）・再エネ発電設備の影、反射光等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ発電設備の計画地付近〇〇m以内には、民家はない。</li> <li>工事車両の通行が想定される道路が通学路になっている。</li> <li>〇〇〇〇…</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ発電設備から民家までの距離が離れているため、工事期間も含め、騒音は特に問題にならないと考えられる。</li> <li>工事期間中に重機運搬など最大1日〇〇台程度の車両の通過が予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記のとおり騒音は特に問題とならないものと考え、工事期間中も含め、継続的にモニタリングを行う。</li> <li>夜間や小中学校の通学時間帯の工事関係車両の通行自粛を行うなどの配慮を行うとともに、住民からの苦情等があった場合は迅速に対応できる体制を確保する。</li> </ul>	<p>その他森林が果たしている機能（上記以外）</p> <p>町内の一部の地区で井戸水を利用している。</p>	井戸水を利用している地区は、再エネ発電設備の計画地から約〇〇km離れており、伐採を行うエリアは水源とはなっていないと考えられる。	地下水の流域は不明確な部分もあることから、継続的にモニタリング調査を行う。	
自然環境・動植物	※地域の環境の保全のための取組の内容に記載のとおり			<p>その他（地域課題（環境面）の改善を図る取組、新たな環境価値の創出を伴う取組等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇…</li> <li>〇〇〇〇…</li> </ul>			
景観・文化財等	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内には指定文化財（重要文化財）〇〇神社がある。</li> <li>〇〇〇〇…</li> </ul>	左記神社は、山林に囲まれているため、参拝客からは再エネ発電設備は見えない。	特になし	上記事項に関する協議会の評価（※）			
				適否の判断（※）			

# 【様式・参考資料編】地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート（3） （ガイドラインP61～）

## （2）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

地域の課題等 <ul style="list-style-type: none"> <li>人口が減少しており、就労の場を確保し、若者人口を増やす必要がある。</li> <li>〇〇温泉への宿泊客等が減少しており交流人口を増やす必要がある。</li> <li>林業は他地域との競争が激化しており、効率的に事業を行えるよう林道等を整備する必要がある。</li> </ul>	左記を踏まえた取組の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇…</li> <li>〇〇〇〇…</li> </ul>
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

前述の4（3）等の手続きにおいて地元関係者との意見交換等をもとに事業者が記述

## 4 事業終了後の対応

<ul style="list-style-type: none"> <li>FIP 期間終了後も、再エネ発電設備をリプレースし、最低40年間は事業を継続する。</li> <li>事業終了時は、速やかに再エネ発電設備を撤去し、植林等を行い、森林として復旧する。</li> <li>当該撤去・復旧に要する費用に充てるため、毎年度収入金の〇%を積み立てるものとする。</li> </ul>	左記の課題・要望等への対応策を事業者が記述
上記事項に関する協議会の評価（※）	
地域協議会で行われた議論の内容などを記述	
適否の判断（※）	
地域協議会としての「適否」の判断を記述	

## 3 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

<ul style="list-style-type: none"> <li>建設時に発生する廃棄物、発生土については、町外の処分施設に持ち込み、適切に処理するものとする。（詳細は別添「廃棄物・発生土処理計画書」参照）</li> </ul>	
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

## 5 地方公共団体実行計画等への適合状況

〇〇町は、地球温暖化対策推進法に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）をまだ策定していないが、本事業計画が同法に規定された地域脱炭素化促進事業に認定されることとなった場合は、今後策定予定の地方公共団体実行計画が本事業計画と整合が取られた内容となるよう配慮されることで、町と合意している。	
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

# 【様式・参考資料編】地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート（４） （ガイドラインP61～）

## 6 地域脱炭素化促進事業等の円滑かつ確実な実施

① 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得できると認められるか

- ・ 土地の権利は未取得であるが、地権者とは、事業実施が可能となれば、賃貸借契約を締結する旨で覚書を結んでいる。

② 再エネ発電設備をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者等の電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか

- ・ 接続について同意が得られる見込みであることについて、一般送電事業者に確認済みである。

③ 地域脱炭素化促進事業等を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか

（「9 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」に同じ）

上記事項に関する協議会の評価（※）

適否の判断（※）

## 7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は扉の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか

- ・別添「〇〇施設維持管理計画」に基づき、適切に維持管理を行う予定である。

② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか

- ・別添「〇〇施設維持管理計画」に基づき、適切に維持管理を行う予定である。

③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか

関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等
自然公園法	〇〇年〇月申請済、〇月許可予定	〇〇課〇〇班 〇〇技師
森林法	〇〇年〇月申請済、〇月許可予定	〇〇課〇〇班 〇〇技師
温泉法	〇〇年〇月申請済、〇月許可予定	〇〇課〇〇班 〇〇主事
〇〇〇〇法	〇〇年〇月申請済、〇月許可予定	〇〇課〇〇班 〇〇主事
宮城県〇〇〇〇〇〇〇〇条例	〇〇年〇月申請済、〇月許可予定	〇〇課〇〇班 〇〇主事

※上表に記載したものはあくまで一例ですので、許認可等で関連する法令については全て記載してください。

上記事項に関する協議会の評価（※）

適否の判断（※）

# 【様式・参考資料編】地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート（5） （ガイドラインP61～）

## 8 地域の合意形成等の状況

○地域住民の意見等

- ・ ○○○○地区の住民からは○○○○という意見が寄せられており、○○○○○○○○するよう対応予定。
- ・ ○○○○市産業団体からは○○○○○○○○という意見が寄せられており、○○○○○○○○するよう対応予定。
- ・ ○○○○○○○○という意見が寄せられており、○○○○○○○○するよう対応予定。
- ・ ○○○○…

上記事項に関する協議会の評価（※）

適否の判断（※）

## 9 総合判定（※）

適否の判断

その理由等

- ・ 図面、写真、グラフ等の資料を添付し、住民等にも理解しやすい内容とする
- ・ 各項目の基準等詳細については環境省マニュアルを併せて参照